

放課後児童クラブ「すまいるクラブ」 運営要領

1. 事業目的

児童が学校から下校後、仕事などから両親が帰宅するまでの間、保護者の代わりに適切な遊び・生活の場を提供し、児童の健全育成に向けた指導等を行い、保護者が安心して働くことができるよう支援する。

2. 運営主体 社会福祉法人 壱岐市社会福祉協議会

3. 対象とする児童

昼間常に保護者が仕事やその他の家庭事情で保育ができない家庭の小学校1～6年生までの児童。

4. 定員 40名

5. 開設日 令和6年4月1日(月)

6. 開所日・開所時間

- (1) 平日(月～金曜日) 下校時～18時00分
- (2) 土曜日・長期休暇中(春・夏・冬休み)は7時30分～18時00分

7. 休所日

- (1) 日曜日、国民の祝日、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)
- (2) 台風、暴風雨、インフルエンザ等感染症による学校・学級閉鎖の時

8. 開所場所(壱岐市社会福祉協議会各支所)

- 郷ノ浦すまいるクラブ 郷ノ浦町坪触 3155 TEL47-0132
- 勝本すまいるクラブ 勝本町大久保触 1736-2 TEL48-3222
- 芦辺すまいるクラブ 芦辺町箱崎中山触 2548 TEL45-2378
- 石田すまいるクラブ 石田町石田西触 1486-1 TEL44-6150

9. 活動内容

宿題、読書、屋内外自由遊びなど ※宿題を習慣づける程度の指導で、学習指導は行わない。宿題の内容、正否の確認は帰宅後に保護者の方が行う。

10. 利用料

- (1) 平日(月～金曜日) 学校の授業日 1回 450円(おやつ代100円含む)
- (2) 兄弟姉妹割引(平日のみ2人目より) 1回 50円割引
- (3) 土曜日・長期休暇 学校の休業日 1回 1,200円(おやつ代100円含む)
- (4) 時間延長(18時～19時迄) 1回 500円

11. その他

- (1) 平日利用は、下校したら児童クラブへ帰る。
- (2) 児童クラブからの帰宅は保護者が迎えに来る。
- (3) 土曜日・長期休暇等で学校が休みの時は昼食持参、保護者が送迎を行う。